

こんな消費生活トラブルに気を付けましょう

2026/3/27

増えています！インターネット通販を利用した一般用医薬品購入のトラブル

【相談】



●パソコンでニュースサイトを見ていたら「水虫の治療薬が今だけ 50%Off」という広告が出た。単品 1 回限りとあったので販売サイトに進み注文した。注文確定メールで金額が広告の数倍になっていたのをおかしいと思っていたら、4 個ずつ届く定期購入になっていた。

●動画配信サイトの広告を見て、手足のしびれが取れるという医薬品をお試しのつもりで申し込んだら定期購入だった。仕方なく数回使用したが、発疹などの症状が出た。かかりつけの医師に相談したら使用しないようにと言われたため、販売業者に返品したいと連絡したが、定期購入契約なので、すぐには解約できないと断られた。

<アドバイス>

1、注文前の最終確認画面（契約条件が記載されている画面）を必ずチェックしましょう！！

（定期購入が条件になっていないか、最低購入回数に縛りがないか、2 回目以降の代金や解約、返品の条件などをよく確認しましょう）

2、定期購入契約は条件を満たしていないと、解約や返品に応じてもらえないことがあります。

（使用後に体調不良になり、医師に止められたとしても、解約等に応じてもらえないことがあります）

3、新たに医薬品を使用するときは、まずはかかりつけ医や薬剤師などの専門家に相談しましょう！！

（特に持病などで薬を処方されている人は相談してから購入しましょう）



4、購入した医薬品を使用して、体調に異常を感じた時は、すぐに使用を中止しましょう！！

（医薬品の販売時に情報提供された窓口に連絡するとともに、医療機関を受診しましょう）

1 つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！